一般社団法人大学コンソーシアム沖縄運営委員会規程

令和元年６月１８日
制　　定

（設置）

第１条　一般社団法人大学コンソーシアム沖縄（以下「本法人」という。）の運営を円滑に行うため、社員総会の下に、一般社団法人大学コンソーシアム沖縄運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

（審議事項）

第２条　運営委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

(1)　本法人の事業の計画に関する事項

(2)　本法人の事業の円滑な実施に関する事項

(3)　その他本法人の運営に関し必要な事項

（組織等）

第３条　運営委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 事務局長

(2) 正会員の所属機関の事務職員　各１人

２　前項第２号の委員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

３　補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

第４条　運営委員会に委員長を置き、事務局長をもって充てる。

２　委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。

３　委員長に事故あるとき又は欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代行する。

（代理者の出席）

第５条　委員長は、運営委員会の委員に事故あるとき又は欠けたときは、代理者を出席させることができる。

（会議）

第６条　運営委員会は、委員の３分の２の出席がなければ、会議を開くことができない。

２　議事を要するときは、出席した委員の過半数をもって決し、過半同数のときは、議長の決するところによる。

（委員以外の出席）

第７条　運営委員会が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

（庶務）

第８条　運営委員会の庶務は、本法人の事務局において処理する。

（補則）

第９条　この規程に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、運営委員会が別に定める。

（改廃）

第１０条　この規程の改廃は、運営委員会の議を経て社員総会において決定し、代表理事が行う。

附　則

この規程は、令和元年 6 月 18 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。